

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【公開番号】特開2016-194090(P2016-194090A)

【公開日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-064

【出願番号】特願2016-147558(P2016-147558)

【国際特許分類】

C 0 9 K 5/04 (2006.01)

C 0 9 K 3/00 (2006.01)

C 0 9 K 3/30 (2006.01)

C 1 1 D 7/50 (2006.01)

【F I】

C 0 9 K 5/04 F

C 0 9 K 5/04 C

C 0 9 K 3/00 1 1 1 B

C 0 9 K 3/30 Q

C 0 9 K 3/30 M

C 0 9 K 3/30 J

C 1 1 D 7/50

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月12日(2018.4.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

HFO-1234yf、(E-/Z-)HFO-1234ze及び(E-/Z-)HFO-1225yeからなる群から選択される少なくとも一種のHFO化合物と含塩素化合物とを含有する組成物であって、

(1) 前記含塩素化合物は、CH₃Cl及びCF₃CH₂Clからなる群から選択される少なくとも一種であり、(2) 前記含塩素化合物の含有量は、1~500000質量ppmの範囲である、ことを特徴とする組成物。

【請求項2】

前記HFO化合物と前記含塩素化合物との混合物が共沸様又は擬共沸様となる、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記塩素化合物の含有量が1~10000質量ppmである、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

更にHFC-32、HFC-134a、HFC-125、HFC-143a及びHFC-23からなる群から選択される少なくとも一種のHFC化合物を含有する、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

更にポリアルキレングリコール、エステル、ポリビニルエーテル及びアルキルベンゼンからなる群から選択される少なくとも一種の潤滑油を含有する、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

更に水を含有し、且つ、当該水の含有量が1000質量ppm以下である、請求項1~5のいず

れか1項に記載の組成物。

【請求項 7】

熱媒体、発泡剤及び噴射剤からなる群から選択される少なくとも一種である、請求項1～6のいずれか1項に記載の組成物。